

相続に関する相談事例

～極めて高い水準の所得に対する負担の適正化～

その7

シリーズで、相続に関する相談事例について解説しています。第7回目は、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化の見直しの動向などについて解説します。

1. 制度の概要

令和7年分以後の所得税から、その年分の基準所得金額から3億3,000万円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額がその年分の基準所得税額を超える場合には、その超える金額に相当する所得税が課されます。

(注1) 上記の「基準所得金額」とは、その年分の所得税について申告不要制度を適用しないで計算した合計所得金額（その年分の所得税について適用する特別控除額を控除した後の金額）をいい、「基準所得税額」とは、その年分の基準所得金額に係る所得税の額をいいます。

(注2) 上記(注1)の「申告不要制度」とは、次に掲げる特例をいいます。

① 確定申告を要しない配当所得等の特例

② 確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得の特例

(注3) 上記(注1)の合計所得金額には、源泉分離課税の対象となる所得金額を含まないこととします（NISA 制度及び特定中小会社が設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等の特例において非課税とされる金額も含まれません。）。

2 改正の概要

税負担の公平性の確保の観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化のため、特例対象者を個人でその者のその年分の基準所得金額が1億6,500万円（現行：3億3,000万円）を超えるものとするとともに、税率を30%（現行：22.5%）に引き上げることとしました。

この改正は、令和9年分以後の所得税について適用することとしています。

● 所得の全額が税率15%の分離課税である納税者で所得控除・税額控除の適用がないものと仮定した場合の追加納税の判定 （単位：万円）

所得金額	通常の所得税額 ①	令和8年		令和9年以降	
		基準所得税額 ② (②-①)	判定 (追加納税)	基準所得税額 ③ (③-①)	判定 (追加納税)
33,000	4,950	0	0	4,950	0
66,000	9,900	7,425	0	14,850	7,425
99,000	14,850	14,850	0	24,750	9,900
120,000	18,000	19,575	1,575	31,050	13,050
150,000	22,500	26,325	3,825	40,050	17,550
200,000	30,000	37,575	7,575	55,050	25,050
250,000	37,500	48,825	11,325	70,050	32,550

所得の全額が税率15%の分離課税である納税者の場合、例えば、令和8年中に長期譲渡所得とされる土地等の譲渡益や上場株式等の譲渡益の所得金額が9.9億円を超えると追加納税が発生します。

また、令和9年以降に長期譲渡所得とされる土地等の譲渡益や上場株式等の譲渡益の所得金額が3.3億円を超えると追加納税が発生します。

（文責：山本和義）